

令和2年度八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、八戸港国際物流拠点化推進協議会が、八戸港におけるコンテナ輸出入に要する経費の一部を補助することにより、地域における貿易活動の拡大に寄与するとともに、八戸港コンテナ定期航路（以下「定期航路」という。）の更なる利用促進を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金は、日本国内に事業所を有する荷主（船荷証券に記載されている輸出入者又は船荷証券に記載のない最終荷主等をいう。以下同じ。）が、補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）に定期航路を利用して輸出入を行い、次の各号に規定する補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）のいずれかに該当する場合に交付するものとする。ただし、輸出入貨物が小口混載貨物の場合は補助の対象としない。

- (1) [コンテナ増加補助事業] 補助対象期間における八戸港のコンテナ貨物取扱量（以下「取扱量」という。）を、前年同期比で1～50TEU増加させるもの。ただし、前年同期間に定期航路を利用したことがある荷主（以下「前年利用荷主」という。）は、補助対象期間における取扱量が11TEU以上であること。
- (2) [大口増加補助事業] 補助対象期間における取扱量を、前年同期比で51TEU以上増加させるもの。
- (3) [リーファー増加補助事業] 補助対象期間における八戸港でのリーファーコンテナ貨物取扱量（以下「リーファー取扱量」という。）を、前年同期比で1TEU以上増加させるもの。
- (4) [陸送費補助事業] 貨物の出荷元又は納品先と八戸港コンテナターミナル間が直線距離で50km以上離れており、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 前年同期間に八戸港の利用がないこと。
 - イ 東南アジア諸国連合、台湾又は香港向けの県産農林水産物（加工品含む）の輸出。

2 補助対象期間は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) [コンテナ増加補助事業] 増加させる取扱量（ただし、前年利用荷主の場合は、前年同期間の取扱量と10TEUのいずれか大きい値と比較して増加させる取扱量。）について、1TEU当たり5,000円とする。ただし、京浜港を経由する取扱量を前年同期比で増加させるときは、その増加量について、全体の増加量を上限とし、1TEU当たり1,000円を加算する。1荷主当たりの補助限度額は30万円とする。
- (2) [大口増加補助事業] 増加させる取扱量について、1TEU当たり10,000円とする。ただし、京浜港を経由する取扱量を前年同期比で増加させるとき

は、その増加量について、全体の増加量を上限とし、1 TEU 当たり 2,500 円を加算する。1 荷主当たりの補助限度額は 250 万円とする。

- (3) [リーファー増加補助事業] 増加させるリーファー取扱量について、1 TEU 当たり 2,500 円とする。1 荷主当たりの補助限度額は 25 万円とする。
 - (4) [陸送費補助事業] 貨物の出荷元又は納品先と八戸港コンテナターミナル間の輸送に要するトラック、トレーラー等での輸送料及びそれに付帯する電源シャーシ利用料等（ただし、海上コンテナへの積込及び荷卸に要する経費及び倉庫保管料等を除く。）について、3 分の 1 以内の額（1,000 円未満の端数は切り捨て。）とする。ただし 1 TEU 当たりの補助限度額は 15,000 円、1 荷主当たりの補助限度額は 40 万円とする。
- 2 前項の規定に関わらず、補助金の交付申請額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で補助金額を決定し、交付するものとする。

（交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする荷主（以下「申請者」という。）は、補助事業を計画したときは、令和 2 年 11 月 30 日までに必要書類を添えて、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 交付申請書（別記第 1 号様式）
- (2) 事業計画書（別記第 2 号様式）
- (3) 申請者が船荷証券に記載のない最終荷主等のときには、補助金申請者に係る確認書（別記第 3 号様式）
- (4) その他会長が必要と認める書類

（交付決定）

第 5 条 会長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に交付決定通知書（別記第 5 号様式）により通知する。

（交付の条件）

第 6 条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（ただし、補助金の額の増加を伴わず、第 2 条第 1 項に規定するそれぞれの事業ごとの計画取扱量について 30 パーセント以内の増減を生ずる変更を除く。）をする場合は、速やかに事業変更（中止・廃止）申請書（別記第 6 号様式）を会長に提出してその承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業変更（中止・廃止）申請書（別記第 6 号様式）を会長に提出してその承認を受けること。
- 2 会長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を精査し、変更等をしたときは、変更（中止・廃止）承認通知書（別記第 7 号様式）により申請者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、第5条の規定による補助金の交付の決定の内容又は前条の規定により付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過する日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告及び補助金の請求)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和3年1月20日のいずれか早い期日までに、以下の必要書類を添えて会長に提出するものとする。

- (1) 事業完了(廃止)実績報告書兼補助金請求書(別記第8号様式)
- (2) 事業実績書(別記第2号様式)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(消費税等仕入控除税額)

第9条 申請者は、第2条第1項第4号に定める補助事業について、補助金の交付の申請及び実績の報告をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額するものとする。ただし、申請及び報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 申請者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税額の確定報告書(別記第9号様式)を会長に提出するものとする。
- 3 会長は、前項の報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

(補助金の審査)

第10条 会長は、第5条の交付決定及び第11条の補助金の額の確定における審査の過程において、提出された書類のみで補助要件等を満たしているか確認できない場合は、別記第10号様式により海運貨物取扱業者等関係者に照会することができる。

(補助金の額の確定及び交付)

第11条 会長は、第8条の実績報告書兼補助金請求書を受理したときは、報告内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき

補助金の額を確定し、確定通知書（別記第 11 号様式）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 12 条 会長は、虚偽の申請若しくは不正行為があると認められた場合又は交付決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があつた後においても適用する。

3 会長は、第 1 項の取消しをした場合には、速やかにその内容を申請者に通知する。

（補助金等の返還）

第 13 条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を請求するものとする。

（加算金）

第 14 条 申請者は、第 12 条第 1 項の規定による取消しに関し、第 13 条の規定により補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を会長に納付しなければならない。

（延滞金）

第 15 条 申請者は、補助金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を会長に納付しなければならない。

（帳簿の保存）

第 16 条 申請者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 17 条 この要領に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 9 日から実施する。